桶川市生活困窮者自立支援事業における学習支援事業業務委託仕様書

1 履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

2 業務目的

本業務は桶川市の生活困窮世帯のうち、中学生及び高校生を対象とし、家庭訪問による相談支援や 学習教室を通して学力の向上や高校進学、高校の中退防止を図り、支援を受けたものが将来就労して 世帯の経済的自立に貢献することを目的とする。

3 業務内容

- (1) 受託者は、桶川市と協議のうえ、桶川市が設置する福祉事務所が実施責任を負う被保護者及び保護申請者、同事務所の所管区域内の生活困窮者、その他福祉事務所長が必要と認める者(以下、「支援対象者」という。)に対して、以下の相談・支援業務を専門の職員(以下、「学習支援員」という。)により行う。
 - ア 学習教室の運営に関すること。
 - (ア) 中学生を対象とした学習教室の運営
 - ・ 設置場所 市内1か所程度
 - ・ 開設日 1教室あたり週1日以上
 - ・ 時 間 平日夜間(概ね18時から20時まで)又は土日(半日程度)
 - 定員 1 教室あたり40名程度
 - (イ) 高校生を対象とした学習教室の運営
 - ・ 設置場所 市内1か所程度
 - ・ 開設日 1 教室あたり週1日以上
 - ・ 時 間 平日夜間(概ね18時から20時まで)又は土日(半日程度)
 - ・ 定 員 1 教室あたり20名程度
 - イこどもやその親が日常的な生活習慣を身につけるための支援に関すること。
 - ウこどもの進学に関する支援に関すること。
 - エ こどもの中退防止のための支援に関すること。
 - オニどもの就労意欲の喚起に関すること。
 - カー引きこもりや不登校のこどもの支援に関すること。
 - キ こどもの健全育成支援に関すること。
 - ク その他、地域との連携に関すること
- (2) 受託者は、桶川市と協議のうえ、学習支援員が行う学習教室の運営業務のうち、高校生を対象と した学習教室の運営を補助する業務を専門の職員(以下、「学習指導員」という。)により行う。
- (3) 受託者は、桶川市と協議のうえ、学習支援員及び学習指導員(以下「学習支援員等」という。) が行う業務につき、以下の項目について桶川市に報告する。
 - ア 学習支援員等の勤務状況報告に関すること。
 - イ 支援対象者への支援に係る進捗状況報告に関すること。
 - ウ 事業に必要となる規程の作成に関すること。
 - エ 事業実施計画の策定に関すること。

オ その他事業の成果測定に必要となる資料の収集・作成に関すること。

- (4) 受託者は、学習支援員等の業務の拠点となる事務所(以下、「事務所」という。)を設置する。事務所には、個人情報漏えい等の事故防止に係る対策を取るものとする。
- (5) 受託者は、事業を受託する地域において学習教室の運営を行う。 学習教室の設置場所は、福祉事務所長が定め、受託者に通知する。
- (6) 学習支援員等の配置人数は表1のとおりである。

ただし、業務の実施にあたり、効率的な支援を行うために有効と判断される場合は、桶川市、受託者協議により、委託の範囲内で学習支援員等の配置人数を別途定めることができるものとする。

表 1 学習支援員等配置人数

学習支援員	1人
学習指導員	1人

- (7) 相談・支援業務は、原則として生活困窮者の居宅又は居所、支援員事務所、福祉事務所等関係機関及び学習教室において行う。なお、相談・支援業務に際しての支援員の交通手段は、受託者が確保するものとする。
- (8) 支援対象者は、福祉事務所長が定め、受託者に通知する。
- (9) 支援の具体的内容及び期間は、福祉事務所長が定め、受託者に通知する。

4 支援員の実施体制

配置する学習支援員等は、令和8年3月末日時点で、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 社会福祉法第19条各号のいずれかに該当する者。
- (2) 社会福祉事業に2年以上従事した者。
- ※ 「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年厚生省令第49号)第2条」及び「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について(昭和63年2月12日付社庶第29号厚生労働省社会局長、厚生労働省児童家庭局長通知)」に規定された「福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種」に従事した者であることが望ましい。
- (3)以下のアからオまでのいずれかの資格を有する者。
 - ア 社会福祉士
 - イ 精神保健福祉士
 - ウ 教員免許
 - 工 社会教育主事
 - オ その他、同等以上の能力を有していると認められる資格
- (4) 民間企業等で支援員業務に関係する職務経験を5年以上有する者。
- ※ 学習塾等の教育関連企業に勤務し、教育や生徒指導業務等の職務経験を有する者であることが望ましい。
- (5) (1) から(4) までと同等以上の能力を有していると認められる者。

5 委託料

- (1) 委託料には次のものが含まれる。
 - ア 人件費
 - イ 交通費
 - ウ 通信費

- エ 事務機器賃貸借費用 (レンタル又はリース)
- オ 支援員用パソコン賃貸借費用 (レンタル又はリース)
- カ その他事務費
- キ 一般管理費
 - ※ 一般管理費は上記ア~カに掲げる経費の総額の10%を上限とする。
- (2) パソコンを賃貸借する場合及び賃貸借した事務機器をネットワークに接続する場合は、ウイルス対策、アクセス制御及び情報漏えい対策をはじめとする必要なセキュリティを確保する。

6 報 告

受託者は、桶川市に対して、当月に係る委託業務の活動状況を翌月10日(令和11年3月分については、3月31日)までに、桶川市が指定する方法により報告すること。

7 委託料の支払い

桶川市は、受託者に対して、年3回分割払いより委託料を支払う。 支払いの時期、支払い額は、年度契約の定めによるものとする。

8 特記事項

- (1) 桶川市は、業務を遂行するうえで、これに携わる職員を管理監督するとともに、「個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)」の規定の内容を周知し、特に個人情報の保護並びに漏えい防止に関しては周知徹底を図ること。
- (2) 受託者は、業務上知り得た事項を他人に漏らし、又はこれを点検等業務以外に使用してはならない。また、相談・支援業務等のデータは紛失等が決してないよう、厳重に鍵付き金属金庫にて保管すること。また、委託業務が終了する場合の電子事務機器における残存データに関しても必ず責任を持って対応し、それを起因とする漏えいに関しては履行期間外でも責任を負うこととする。
- (3) 桶川市は、受託者がこの契約において個人情報の取扱いが不適切と認めたときは契約の解除及び 損害賠償の請求をすることができるものとする。
- (4) 桶川市は、学習支援員等が本業の遂行に支障をきたすと判断した場合、年度途中であっても、受託者に対して当該学習支援員等の変更を要求できるものとし、受託者は速やかにこれに従うものとする。
- (5) 受託者は桶川市に対し、学習支援員等の名簿を、業務受託後すみやかに提出する。業務受託期間中に、学習支援員等の変更があった場合には、直ちに変更名簿を提出するものとする。
- (6) 桶川市は、本業務中における学習支援員等の事故については一切責任を負わない。

9 その他

この仕様書に定めるもののほか、業務の実施に関して必要な事項は、桶川市、受託者が協議して 決定するものとする。